

このメールが正しく表示されない場合は、[ウェブサイト](#)からご覧ください。

AIPPI

e-News No.47

2016年6月30日

本号の内容

- [AIPPI Committees](#)
- [2016年AIPPIミラノ総会](#)
- [2017年AIPPIシドニー総会](#)
- [今後の行事](#)
- [政府機関 & NGO](#)
- [記事・解説](#)
- [各国部会](#)

AIPPI Committees

[AIPPI 本部の委員会がエンフォースメント指令に関するパブコメに連携して対応](#)

(Kenneth R. Adamo, Emily O'Neill, Christof Augenstein, Chair, Co-Chair, Secretary of the Standing Committee on Enforcement)

欧州委員会による、エンフォースメント指令の評価・改善に関するコメント募集に対し、AIPPIでは、「Enforcement」に関する委員会(Standing Committee)が主導し、「Copyright」委員会および「Piracy and Counterfeiting」委員会が協力して、AIPPIとしての回答を作成しました。

[続きを読む](#)

[デジタル市場に関するグローバルな課題：WIPO「グローバルなデジタルコンテンツ市場に関する国際会議」\(2016年4月20日～22日、ジュネーブ\)の概要報告](#)

(Diana Ivanova, Member of the Standing Committee on Copyright)

2016年4月20日と21日、ジュネーブのWIPO本部において、「グローバルなデジタルコンテンツ市場に関する国際会議」が開催されました。ビジネス界、各国政府、クリ

エーティブ産業界のリーダー、知的財産分野の専門家、その他の利害関係者が一堂に会し、デジタルへの転換がクリエイティブな世界に及ぼす、プラス／マイナス両面の影響、すなわち、莫大な利益や新たな可能性と、急激な変化をもたらす課題やリスクについて掘り下げた議論が行われました。

[続きを読む](#)

第 10 回 WTO 閣僚会議 - ナイロビ、2015 年 12 月 15 日～19 日

(Manoj Menda, Co-Chair of the Standing Committee on TRIPS)

世界貿易機関 (WTO) の第 10 回閣僚会議が、2015 年 12 月 15 日から 19 日まで、ケニアのナイロビで開催されました。閣僚会議は、WTO の全加盟国の代表で構成される最高意思決定機関であり、通常は隔年で開催されます。

[続きを読む](#)

AI による知財は新たな種類の知財か？ TRIPS 協定への影響は？

(駒谷剛志、Standing Committee 「TRIPS」)

日本政府は、人間以外の創作者、すなわち人工知能 (AI) が生み出した知的財産を保護するための新たな制度の確立を検討しています。これは、2016 年 5 月 9 日に行われた知的財産戦略本部会合で承認された「知的財産推進計画 2016」において提案されているものです。

[続きを読む](#)

コンピュータ実施発明の保護に関する世界各国の現状

(Thomas Kretschmer, Secretary of the Standing Committee on IT and Internet)

ソフトウェア関連発明あるいはコンピュータ実施発明の特許適格性は、長年にわたり、知的財産ユーザーや情報技術専門家の間で論争の的になってきました。AIPPI 本部の Standing Committee 「IT and Internet」が、米国、日本、欧州 (ドイツ、英国)、中国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの現状を調査して、レポートしています。

[続きを読む](#)

フィリピン最高裁が TRIPS 協定第 34 条を支持

(Susan D. Villanueva, Member of the Standing Committee on TRIPS)

1994 年 12 月 14 日、「世界貿易機関 (WTO) を設立する協定」の批准が上院で可決されました。TRIPS 協定第 34 条(1)は、方法特許に関する民事上の手続きでは、加盟国の司法当局が、被申立人に対し、同一の物を得る方法が特許を受けた方法と異なることを立証するよう命令できると規定していますが、この規定の合憲性に異議を唱える訴えが起こされていました。

[続きを読む](#)

特許の出願公開

(Standing Committee on Patents)

AIPPI 本部 Standing Committee 「Patents」の特別サブグループにおいて、「特許出願公開」に関する議題の質問案を作成しました。各部会には、自国の法律に基づいて質問に回答・提出いただくようお願いすることになります。9 月のミラノ総会で開催される執行委員会に、決議案を上程して採決にかけることを目指しています。

出願公開については、すでに議題 89 (1989 年 アムステルダム執行委員会)において、特許法の実体的な規定のハーモナイゼーションに関する特許法条約案 (成立には至らず)に関する、一連の決議の中で扱ったことがあります。また、デンマーク、フランス、ドイツ、日本、英国、米国および EPO の代表、特許庁長官が出席して行われた 2011 年 4 月の第 2 回テゲルンゼー・グループ会合でも、出願公開は制度調和のカギとなる 4 つのテーマのうちの 1 つで (その他は、グレースピリオド、先使用権、衝突する出願の扱い)、この際、テゲルンゼー長官会合は、テゲルンゼー専門家グループに対し、各テーマに関するレポートを作成するよう命じています。さらに、2015 年 5 月 27 日には、B+サブグループ (EPO、カナダ、デンマーク、ドイツ、日本、韓国、スペイン、米国の代表で構成) が、特に出願公開との関連で、その目的と原則を示しています。

Standing Committee 「Patents」の目的は、特許に関連する政策や法的枠組みを監視し、

AIPPI に対して説明・助言を行うことであり、各部会には、特許出願公開に関する規則のハーモナイゼーションについて提案いただきたいと思います。

2016 年 AIPPI ミラノ総会

記録的な参加人数が見込まれるミラノ総会

ミラノ総会には、参加者 **1500 名** 以上と同伴者などを含め、すでに **81 カ国** から **1707 名** 以上の皆様に登録いただいております、これは **Early Bird** 締め切り時点では、記録的な人数です。

参加登録は[こちら](#)からお願いします。

2017 年 AIPPI シドニー総会

2017 年 AIPPI シドニー総会の最新情報

(AIPPI 2017 Organizing Committee)

2017 年の AIPPI 総会は、10 月 13 日から 17 日まで、オーストラリア、シドニーの真新しい国際コンベンションセンター (ICC Sydney) で開催されます。開催国の組織委員会と Congress Manager は、シドニー総会の計画策定に取り組んでいますが、新たな進展もいくつかあるので、最新情報として紹介したいと思います。

[続きを読む](#)

今後の行事

2022 年の AIPPI 国際総会の開催地はロンドンに決定

(Laurent Thibon, Secretary General of AIPPI, Thierry Sueur, Chair of the Venue Selection Committee)

AIPPI 本部の Venue Selection Committee および Bureau より、2022 年 AIPPI 国際総会の開催地がロンドンに決定したことをお知らせします。今回の開催地選定には、トロン

ト総会で採択した規則を適用しました。これで、今後の総会開催地は、ミラノ（2016年）、シドニー（2017年）、カンクン（2018年）、イスタンブール（2019年）、杭州（2020年）、サンフランシスコ（2021年）、ロンドン（2022年）となりました。

[続きを読む](#)

政府機関 & NGO

IP Summit 2016

Premier Cercle™主催の IP Summit 2016 が 12 月 1 日・2 日の両日に、ブリュッセルの世界税関機構で開催されます。今年で 11 回となる、この汎欧州知的財産サミットには、企業、個人開業、公的機関、教育・研究機関から、100 名を超える知財分野の一流講師と、400 名を超える代表団が参加します。この 2 日間の会議では、商標、特許、営業秘密、著作権、意匠の分野における、最近の主な展開、訴訟、問題、進行中の EU 改革などのテーマを扱います。

[続きを読む](#)

DesignEuropa アワード - 推薦・応募はお急ぎください！

DesignEuropa アワードは、共同体登録意匠（RCD）制度を活用して、優れた意匠を市場へ送り出したデザイナーや企業を表彰するものです。DesignEuropa アワードは、EUIPO が [イタリア特許商標庁（UIBM）](#) と共同で開催します。推薦・応募の締め切りは 7 月 15 日です。

[続きを読む](#)

記事・解説

[エクアドル：エクアドルの特許料金に関するアンデス共同体の裁定](#)
(Maria Cecilia Romoleroux and Ian Wall (Corral Rosales - Ecuador))

アンデス共同体事務局は、コロンビアのメデジンにあるボリバル大学の **Carlos Olarte** 氏が、エクアドル特許庁の料金は差別的で高すぎるという理由で、値下げを求めた訴えを退ける判断を下しました。この訴えにおいて原告は、近年における特許料金の値上がりは著しく、現行の料金は、サービスを提供するためのコストから見て正当な額ではないと主張していました。

[続きを読む](#)

フィンランド：市場裁判所が TRIPS 協定第 34 条の「同一」の意味を審理
(Juhani Sinkkonen (Roschier, Attorneys Ltd. – Finland))

[Teva Pharmaceuticals USA, INC., v. Sandoz, Inc.](#), 574 U.S. ____ (2015)

[Fédération Cynologique Internationale](#), C 561/11, EU:C:2013:91

[Nadia Plesner Joensen v. Louis Vuitton Malletier SA](#), ECLI:NL:RBSGR:2011:BQ3525
(オランダ語)

[Neste Renewable Fuels Oy and Neste Oyj v. UPM-Kymmene Oyj](#), MAO:866/15 (フィンランド語)

フィンランド市場裁判所は、TRIPS 協定第 34 条を踏まえて、フィンランド特許法においては、侵害の疑いがある方法によって得られた物が、特許を受けた方法によって得られた物と完全に同一でなくても、逆の立証責任に該当すると判断しました。

[続きを読む](#)

ドイツ：差止命令による救済の範囲と弁護士の個人的な法的責任に関する連邦裁の判決
(Karolina Schöle (Harte-Bavendamm Rechtsanwälte PartGmbH - Germany))

ドイツ連邦裁判所は、差止命令による救済の範囲、特に被告が商業経路から商品を回収する義務や、不当な侵害停止要求状 (**cease-and-desist letter**) を送付した弁護士の個人的な法的責任に関する判決を下しました。

[続きを読む](#)

イスラエル：第 32 回 WIPO 著作権等常設委員会（SCCR） - 条約案の策定、2016 年 5 月 9 日～13 日

(Shiri Kasher-Hitin (Kasher Law Offices - Israel))

32 回目となる WIPO 著作権等常設委員会が 5 月に開催されました。この委員会では、著作権が重要な位置を占めているさまざまな領域に影響する、新たな知的財産条約案の策定に取り組んでいます。AIPPI もこの会合に招かれ、本部「Copyright」委員会から代表を派遣しました。

[続きを読む](#)

イタリア：創業家による商標の使用 - 破産院が判断の大枠を示す

(Barbara Sartori with the cooperation of Riccardo Marini (CBA Studio Legale e Tributario - Italy))

ファッションデザイナーの Elio Fiorucci 氏等と、Edwin Co. Ltd（商標「Fiorucci」を、Fiorucci S.p.A.から取得した企業）の果てしない法廷闘争が終結し、判決が下されました。Elio Fiorucci 氏は、有名なファッションデザイナーとして、さまざまなブランドに自身の名前を入れていました（例：Love Therapy by Elio Fiorucci、Tout doucer by Elio Fiorucci）。

[続きを読む](#)

日本：悪意の商標出願

(窪田法律事務所 柿内瑞絵)

2016 年 5 月 17 日、特許庁（JPO）は、「自らの商標を他人に商標登録出願されている皆様へ（ご注意）」という通知を出し、自分より先に他人が悪意で類似の商標を登録出願しても、自身による商標登録を断念しないよう呼びかけています。

[続きを読む](#)

スペイン：マドリッド制度の将来に関する議論

(Elena Molina (IPspiration - Spain))

2016年6月13日～17日、WIPO主催の第14回マドリッド制度作業部会（標章の国際登録に関するマドリッド制度の法的展開に関する作業部会）が開催されました。これは、マドリッド制度の締約国とWIPO、およびINTA、MARQUES、CEIPI、APRAM、AROPI、JTA、JPAA、JIPA、AIPPIなどの国際的なNGOが、「標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則」に対する改正の可能性や、マドリッド制度を改善するための提案について話し合うためのフォーラムです。

[続きを読む](#)

タイ：商標法の改正

(Darani Vachanavuttivong (Tilleke & Gibbins - Thailand))

タイ商標法の重要な改正が、2016年7月28日に施行されます。今回の改正は、タイが今年中にマドリッド議定書に加盟するための準備であり、音の商標、手数料、再利用をはじめとする数々の重要な改正が盛り込まれています。商標法改正は、2016年4月29日に官報に公示され、公示から90日後の7月28日に施行されます。

[続きを読む](#)

米国：営業秘密保護法の制定による新たな連邦レベルの営業秘密保護

(Joshua B. Goldberg (Nath, Goldberg & Meyer - USA))

これまで、米国における連邦レベルの営業秘密保護と言えば、特定の営業秘密の窃盗を禁じた1996年経済スパイ法に基づくものしかありませんでしたが、2016年5月11日に、営業秘密保護法（DTSA）が成立したことで、連邦レベルの保護が民間企業にまで拡大され、営業秘密が盗まれた場合には、連邦裁判所へ提訴できるようになりました。

[続きを読む](#)

各国部会

2016年 AIPPI フィンランド部会&スウェーデン部会主催シンポジウム - 2016年4月21日~23日

(Esa Korkeamäki, Kim Finnilä, Panu Siitonen (Finnish AIPPI Group))

2016年 AIPPI シンポジウムでは、特許不実施主体と新たな知財ビジネスに的を絞って集中的な議論を行うとともに、会計学、技術移転、および司法（欧州における将来的な統一特許裁判所を含む）の視点からの知的財産の評価についても話し合われました。また、アジア - 北欧という視点から見た、自動車分野におけるグローバルな知財戦略も参加者に好評でした。

[続きを読む](#)

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org